

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に係るパブリックコメントの結果等について」へのコメントの概要及びコメントに対する警察庁及び共管各省庁の考え方

(別紙1) コメントの概要及びコメントに対する警察庁等の考え方

No.	当協会から提出した意見・質問	警察庁等の考え方	
1	現在、公的個人認証を用いたマイナンバーカードでの本人確認方法（現行の施行規則6条「ワ」方式）の場合、「氏名、住居、生年月日、性別」の情報を受信している。一方、今回のカード代替電磁的記録を用いた本人確認方法においては、「氏名、住居、生年月日及び顔写真」を受信することとなっている。受信する項目が異なると、それぞれに対応するためのシステム開発が必要となるため、項目を統一いただきたい。		特定電磁的記録の送信を受けることや、当該特定電磁的記録に記録されている全ての情報を確認記録に保存することについては、マネー・ローンダリング対策等に必要な方法として定めたものであり、原案のとおりとさせていただきます。
2	カード代替電磁的記録を用いた本人確認方法の場合、「顔写真」を受信することとなっているが、別途本人から容貌画像の提供を受けて確認する必要があるのか。	Q&A No.2	地方公共団体情報システム機構及びスマートフォン保持者による電子署名により、カード代替電磁的記録の真正性及び送信者の同一性を確認することができることから、顧客等の容貌の画像情報の送信等の措置は設けることはしていません。
3	顧客が特定事業者へカード代替記録事項を送信する際の認証キー（暗証番号等）を教えてください。署名用電子証明書の暗証番号（6～16桁）、利用者証明用電子証明書（4桁）、券面APと券面事項入力補助APの情報を引き出すための暗証番号（16桁）のいずれかか。		本意見に対し、直接対応する回答はありませんでした。
4	顧客から送信されるカード代替電磁的記録を用いた本人確認を実施した場合に受信するデータの仕様が、既に決まっていたら教えてください。もし、仕様が決まっていなければ、いつ頃公開する予定なのか。		本意見に対し、直接対応する回答はありませんでした。